

事 務 連 絡

平成25年12月13日

久米川少年野球場 利用者各位

教育部 市民スポーツ課

課 長 中 澤 信 也

久米川少年野球場の利用について（お願い）

日頃より当市のスポーツ推進にご理解ご協力をいただき、まことにありがとうございます。さて、久米川少年野球場につきましては、以前からボールの近隣住宅への直撃および騒音等による迷惑や安全対策について課題となっております。

ご利用される皆様におかれましては、日頃から球場利用に際し近隣住民へ配慮いただいている事は、市といたしましても十分理解をしております。

当方といたしましても、大規模な防球ネットの嵩上げ工事等、近隣住民の方々にご迷惑がかからないよう、また安全対策に最大限努めているところです。

しかし、それでも前述の問題は解消されず、近隣住民の方から強い改善要望が出される事態となっており、市としても改善に向けた対策を講じる必要があると判断しております。

そこで、今後も久米川少年野球場をご利用いただくための方策として、下記のとおりとさせていただきますので、ご対応の程お願い申し上げます。

施設管理者といたしましても、青少年の健やかな育成に寄与する施設として、近隣住民の方々にご理解いただき、引続き利用者の皆様が久米川少年野球場を利用していただけるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

記

1. 大会（練習試合を含む）では、ビヨンドバットの使用の禁止。
2. マナーの徹底。（特に所定の場所での喫煙の徹底と、万が一ボールが近隣住宅に入ってしまった際の挨拶等の声掛けの徹底。）
※保護者等への徹底も併せてお願いいたします。
3. 笛や太鼓等の使用禁止。（騒音防止）
4. 久米川少年野球場を使用の際、近隣から苦情等があった場合は、その経過等を必ず市民スポーツ課に報告してください。（393-9222へ）

《問合せ》

教育部市民スポーツ課

393-9222